

平成29年7月14日付29春都政第205号

春日井市長付議

尾張都市計画用途地域の変更について

平成29年8月1日提出
春日井市市長 伊藤 太

29 春都政第 205 号

平成29年 7 月 14日

春日井市都市計画審議会

会長 磯 部 友 彦 様

春日井市長 伊 藤 太



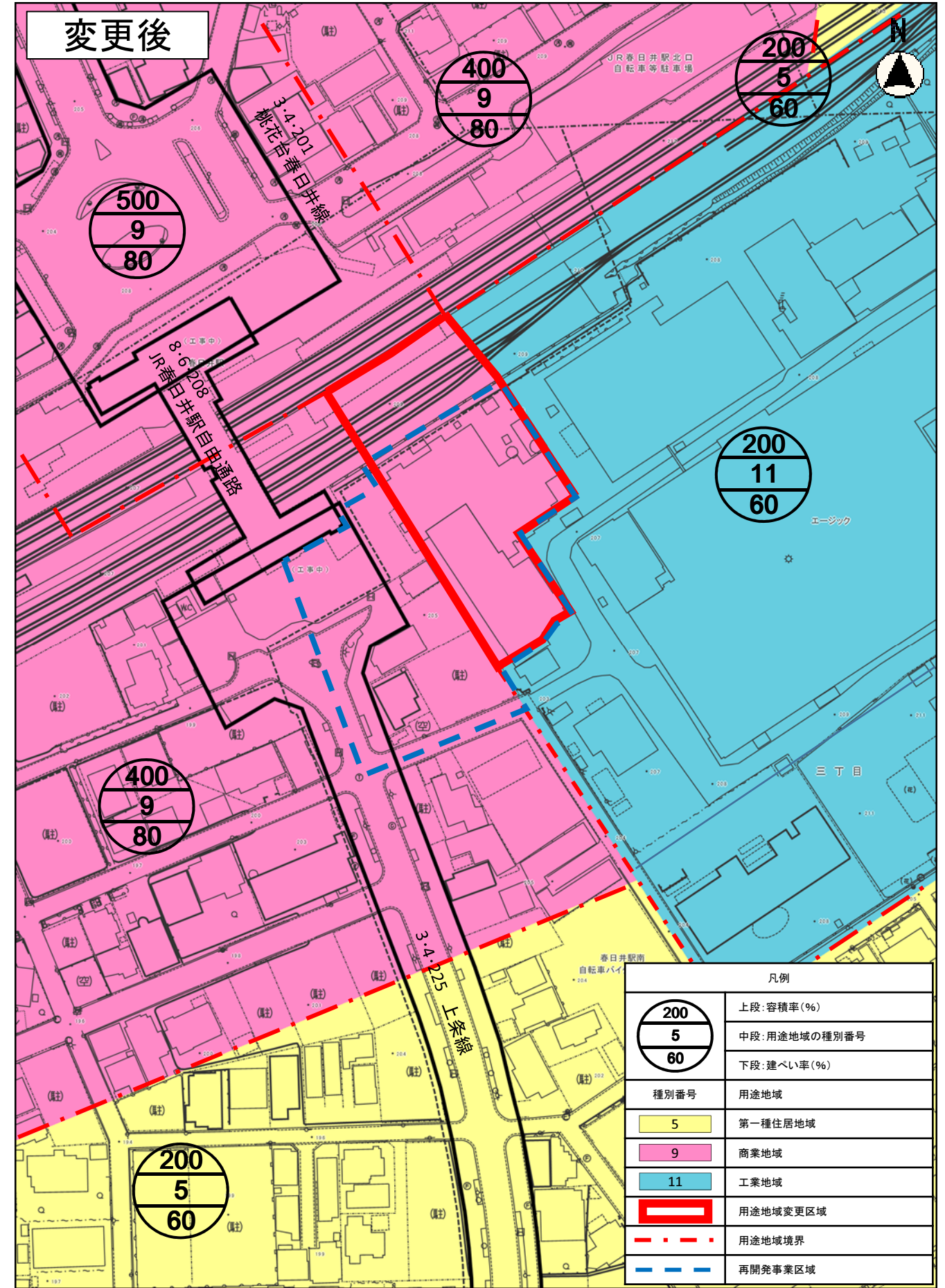
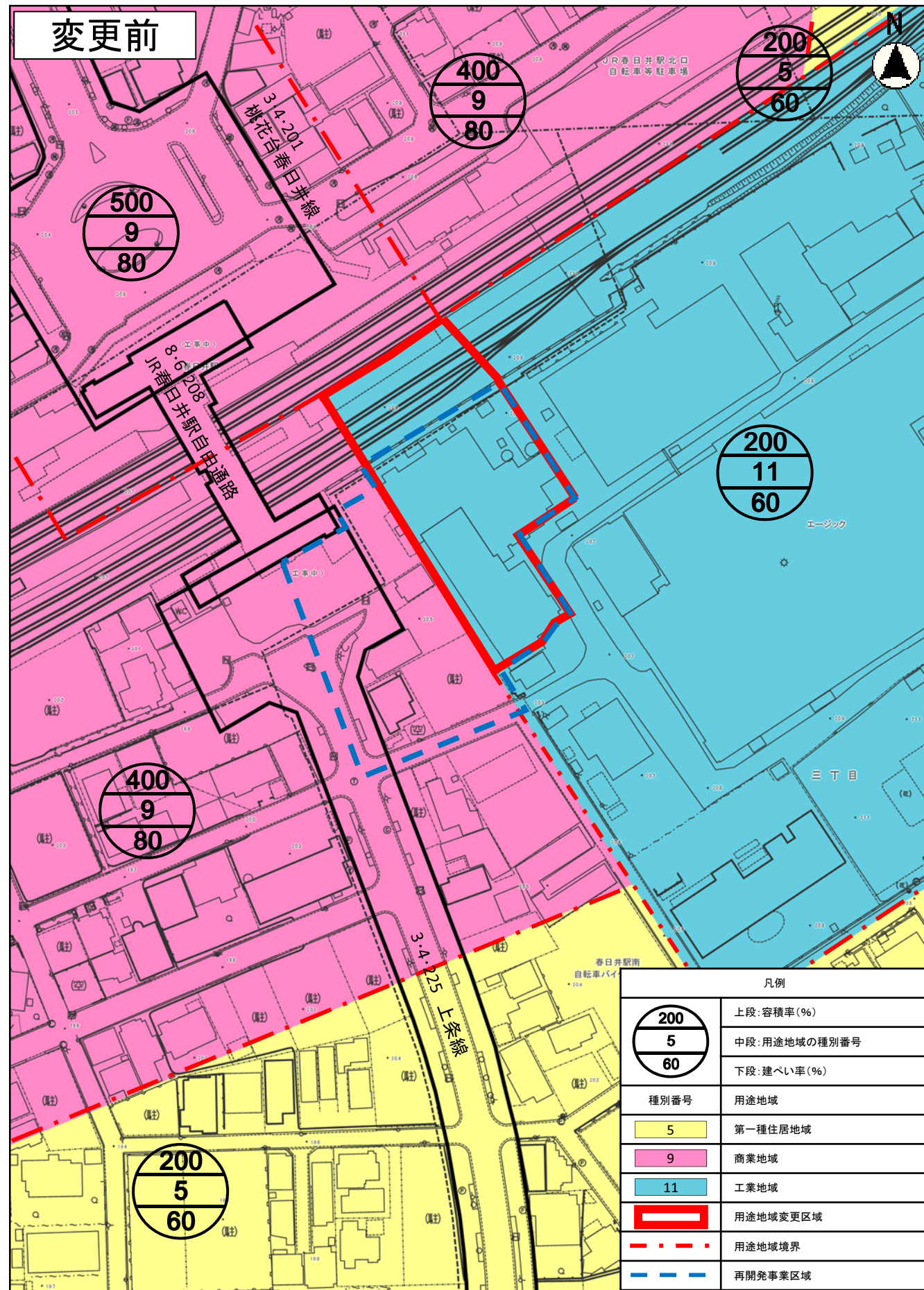
尾張都市計画用途地域の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、春日井市都市計画審議会に付議します。

付議事項

春日井市決定「尾張都市計画用途地域の変更について」

新旧用途地域対照図 JR春日井駅南東地区



縮尺 1 : 1500

尾張都市計画用途地域の変更（春日井市決定）

【変更前後対照表】

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 5.70 ha	5/10以下	3/10以下	—	—	10m	(1.6%)
	約 346.00 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	(96.9%)
	約 5.40 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	10m	(1.5%)
小 計	約 357.10 ha						7.6%
第二種低層住居専用地域	約 2.60 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	0.1%
第一種中高層住居専用地域	約 1,178.50 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	25.0%
第二種中高層住居専用地域	約 34.00 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.7%
第一種住居地域	約 1,733.85 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	36.8%
第二種住居地域	約 74.01 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.6%
準住居地域	約 58.94 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.3%
近隣商業地域	約 236.75 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	(93.7%)
	約 15.92 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	(6.3%)
小 計	約 252.67 ha						5.3%
商業地域	約 114.40 ha	40/10以下	—	—	—	—	(87.1%)
	(約 114.00 ha)						
	約 17.00 ha	50/10以下	—	—	—	—	(12.9%)
小 計	約 131.40 ha						2.8%
	(約 131.00 ha)						
準工業地域	約 542.97 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.5%
工業地域	約 117.60 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.5%
	(約 118.00 ha)						
工業専用地域	約 225.00 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.8%
合 計	約 4,708.64 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

「面積欄の（ ）書きは変更前」